

# 違反建築防止週間(10/15~21)が始まります！

## ～工事中の建築物に対して、完了検査を受けるよう促します～

国土交通省及び自治体が連携して実施する「違反建築防止週間(10月15日から21日まで)」に合わせ、全国一斉にパトロールが行われます。

本市では、建築違反の未然防止を目的として、工事中の現場を巡回し、関係者に対して完了検査を受けるよう促します。

### 1 対象建築物

工事種別が「増築」であり、令和2年4月1日以降に確認済証の交付を受けた建築物のうち、工事完了予定日が令和3年11月1日から12月31日までのもの。

対象件数は50件程度を予定しています。

### 2 パトロール内容

市職員が工事中の現場を巡回し、完了検査の受検を確実にを行うよう、働きかけを行います。

また、工事内容が不適切でないかを外観から確認し、万一、建築違反を確認した場合は是正指導を行います。

### 3 パトロール実施日

令和3年10月15日(金)から10月21日(木)まで

※ 防止週間の前後で行う可能性もあります。

### 4 パトロール担当課

建築局違反对策課、情報相談課、建築指導課

#### 完了検査とは…

建築工事の完了時に適法に建築されているかを確認するための検査(建築基準法第7条)です。

検査に合格した場合、検査済証が交付されます。

#### 違反建築防止週間ポスター

## 違反建築防止週間

令和3年10月15日(金)～10月21日(木)

新築時は適法でも、  
その後の改修や用途(使い方)の変更により  
違反になってしまう場合があります。  
建築確認が不要な場合でも、  
法の基準は守らなくてはなりません。  
改修などの際には、事前に  
建築士や所管の行政窓口へ相談しましょう。

あなたの建物、  
違反建築になっていませんか？

日本建築行政会議  
国土交通省

#### お問合せ先

建築局違反对策課長 高橋 伸彰 Tel 045 - 671 - 3855